

部落内回覧をお願いします

各 位

神税第 79 号
令和5年3月14日

神山町長 後 藤 正 和

令和5年度 軽自動車税 障害者減免について

障害者の方等が所有する軽自動車で、専ら障害者の方のために継続して使用されるものについて、次の要件に該当し、期日までに軽自動車税の減免手続きをされた方は、軽自動車税の減免を受けられる制度がありますので、希望される方は申請してください。

申請日:4月3日(月)から5月24日(水) 申請前に納めたら減免できません

1. 減免の対象となる障害の範囲

手帳の種類	障害区分	身体障害者手帳				戦 傷 病 者 手 帳									
		級 別				項 症 款 症									
		1	2	3	4の1	特別	1	2	3	4					
身体障害者手帳(戦傷病者手帳)	視 覚 障 害 (※ 1)					特別	1	2	3	4					
	聴 覚 障 害		2	3		特別	1	2	3	4					
	平 衡 機 能 障 害			3		特別	1	2	3	4					
	音 声 機 能 障 害 (咽 頭 摘 出)			3		特別	1	2							
	上 肢 不 自 由	1	2			特別	1	2	3						
	下 肢 不 自 由	1	2	3	4 5 6	特別	1	2	3	4 5 6	1	2	3		
	体 幹 不 自 由	1	2	3	5	特別	1	2	3	4 5 6	1	2	3		
	乳 児 期 以 前 の 非 進 行 性 上肢	1	2												
	脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害 移 動	1	2	3	4 5 6										
	心 臓 機 能 障 害	1		3		特別	1	2	3						
	腎 臓 機 能 障 害	1		3		特別	1	2	3						
	呼 吸 器 機 能 障 害	1		3		特別	1	2	3						
	ぼうこう又は直腸機能障害	1		3		特別	1	2	3						
	小 腸 機 能 障 害	1		3		特別	1	2	3						
	免 疫 機 能 障 害	1	2	3											
	肝 臓 機 能 障 害	1	2	3											
療 育 手 帳 (※ 2)		障害の程度A(重度障害者)の方のみ													
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 (※ 2)		障害等級1級 (自立支援医療受給者証(精神通院医療)を交付されている方)													

《注意事項》

減免は障害者の方等1人について、普通車を含め、1台に限られます。

網掛け部分■は障害者の方等本人の運転に限り減免できます。

重複障害の場合は、個々の障害区分ごとに判定します。

※1 視覚障害4の1は、両眼視力の和が0.09以上0.12以下の方です。

※2 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合は、障害者本人の運転での減免はできません。精神障害者保健福祉手帳は、自立支援医療受給者証(精神通院医療)が交付されている方に限ります。

2. 対象車両(障害者1人につき1台)

運転者	車両の所有者	用途
本人	本人	専ら障害者のために使用
家族 【注1】	本人 次の方は家族【注1】所有可 ①本人が18歳未満の者 (H18.4.2以降生まれ) ②療育手帳該当者 ③精神障害者	障害者の通院、通学、通所、通勤、生業又は 週末帰省【注2】のために、週1回(月4回)以上の使用
介護者 【注3】	家族運転と同じ ただし、家族運転該当 等級の障害者	障害者のためにのみ(継続して日常的に)使用

【注1】家族とは、障害者と生計を一にする者で同居の親族のことをいいます。

【注2】通所・週末帰省による減免対象施設は、児童福祉施設、障害者総合支援法に基づき運営される施設等に入所している方を施設と家庭間で送迎し、月4回程度の使用実態が継続することです。

【注3】介護者は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受けている者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する者に限ります。

3. 申請に必要なもの

手帳の種類	必要な書類	本人運転	家族運転	介護者運転
身体障害者手帳 (戦傷病者手帳)	① 障害者手帳	○	○	○
	② 運転者の運転免許証	○	○	○
	③ 自動車検査証	○	○	○
	④ 納税義務者の個人番号	○	○	○
	家族運転の場合(住民記録の確認)		○	
療育手帳	⑤ 通院・通学・通所・通勤・週末規制・生業証明書 【注2】		○	○
精神障害者 保健福祉手帳	上記②③④及び ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 ⑦ 自立支援医療受給者証 生計が一にする者か確認(住民記録の確認)		○	○
介護者運転で 上記以外に必要なもの	⑧ 障害者の方と介護者の方の住民票謄本【注4】			○
	⑨ 誓約書			○
	⑩ 運行計画書(少なくとも1年以上の間、週3日程度以上の利用)			○

【備1】手帳等令和5年4月1日以前発行のものに限ります。

【注4】住民票謄本については、町外在住の場合に限ります。

4. 受付及びお問い合わせ先

神山町役場 税務保険課
電話 676-1115(IP電話 2005)